

有効期間満了日 平成34年3月31日

熊少第317号

平成30年8月9日

心理的虐待被害にかかる複数児童一括通告の運用開始について（通達）

児童虐待にかかる児童通告人数が増加しており、特に配偶者等からの暴力を目撃して心理的外傷を受けた児童にかかる児童通告が全通告人員の過半数を占めている。

そこで、各児童相談所と協議した上で、別添の「心理的虐待被害にかかる複数児童一括通告の運用要領」の運用を開始することとしたので効果的な運用に努められたい。

## 心理的虐待被害にかかる複数児童一括通告の運用要領

### 1 運用の開始

平成30年8月20日以降に通告する児童通告書から運用を開始するものとする。

### 2 運用様式

別紙のとおり。

### 3 適用要件

適用対象となる児童は、児童虐待の防止等に関する法律第2条第4号に規定する心理的虐待の中で、配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）を目撃するなどしたことで心理的外傷を受けあるいは受けたと思われる被害児童のうち、通告理由及び処遇意見が同一である兄弟の間柄にあるものとする。

### 4 留意事項

#### (1) 心理的虐待の態様

適用対象は、DVを目撃するなどした心理的虐待であり、児童に直接向けられた著しい暴言又は著しく拒絶的な対応については、対象外であるので、誤りのないようにすること。

#### (2) 適用要件の厳正な運用

この運用については、業務を合理的に推進することを目的としており、本来、児童通告は個別に行うものであることに変わりはない。

児童通告における通告理由及び処遇意見が複数の児童において同一であることが要件であることから、心理的外傷を受けたおそれがある現場の状況については、「ほぼ同一」、「重複する部分が多い」等では足りず、被害児童個々の状況を客観的に把握した上で、個別の処遇意見を付すべき場合には、通常の児童通告の方法によること。

#### (3) 通告書の記載について

ア 主たる被害児童の人定事項を「児童」欄に記載し、「備考」欄に「通告理由及び処遇意見が同一である同一世帯の上記児童ほか●人（別紙のとおり）を同時に通告する。」と記載すること。

イ 「所持金品等の品名及び数量並びにそれに対する措置」欄は、主たる被害児童の事項のみ記入し、他の児童に関する事項は別紙の所定欄に各々記載すること。

#### (4) 別紙の記載について

ア 様式上部の「保護者氏名」、「通告人員合計」欄は確実に記入するほか、決裁後は所属長職印で契印を押印し、児童通告書本体との一体性を担保すること。

イ 「児童」欄は主たる被害児童を除く被害児童毎に、必要事項を記載し、不要となる児童欄は斜線を引き、所属長職印を押印すること。

※ 別紙（略）